

物　件　調　書

所 在 地	静岡市清水区蒲原字六本松137番23ほか8筆				
住 居 表 示					
面 積	787.88m ² (実測面積) 787.88m ² (公簿面積)	地 目	宅 地 (現況) 宅 地 (公簿)	土地の 形 状	不整形地
接面道路の幅員、種別、状況等	北側約20mが幅員約7mの市道(桙形1号線)に等高に接面。 西側約27mが幅員約8mの市道(中学小池川線)に等高に接面。				
私道の負担等に関する事項	なし				
法 令 に 基 づ く 制 限 の 概 要	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域	
	建ぺい率	指定建蔽率 60 %	基準建蔽率 70 %		
	容 積 率	指定容積率 150%・200%	基準容積率 150%・200%		
	高さの制限	道路斜線制限 無・有	隣地斜線制限 無・有		
		北側斜線制限 無・有	絶対高さ制限 無・有		
		日影による中高層の建築物の制限 無・有			
	外壁後退	無・有	壁面線の制限 無・有		
	準防火地域	無・有	防火地域 無・有		
	そ の 他	建築基準法第22条区域、高度地区(最高限2種(高さ制限16m)、最高限3種(高さ制限19m))、景観法、都市再生特別措置法(居住誘導区域内、都市機能誘導区域外)、静岡市屋外広告物条例(第2種特別規制地域)、宅地造成等工事規制区域			
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設 の状況				事 業 所 名	電 話 番 号
	電 気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド(株)清水営業所	0120-977-146	
	上 水 道	引込不可・引込可	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132	
	下 水 道	引込不可・引込可			
	都市ガス	引込不可・引込可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2817	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	静岡市自主運行バス「富士見橋」停留所：物件の西方 約130m			
	鉄 道	JR「新蒲原」駅：物件の南西方 約1.1km			
公共施設 (直線距離)	役 所	清水区役所蒲原支所：物件の南西方 約2.3km			
	小学校	静岡市立蒲原東小学校：物件の南西方 約1.3km			
	中学校	静岡市立蒲原中学校：物件の南東方 約190m			
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)					
- 地 上 権 に つ い て -					
落札決定後、以下のとおり、静岡県企業局と区分地上権設定契約を締結すること。					
• 所 在 地 静岡県静岡市清水区蒲原桙形7-78 46.09m ² 静岡県静岡市清水区蒲原六本松137-39 35.69m ² 静岡県静岡市清水区蒲原長堰堤外50-17 24.11m ²					
• 目 的 工業用水道管布設					
• 範 囲 東京湾平均海面上6.30メートルから東京湾平均海面上9.30メートルの間					
• 存続期間 契約の日から工業用水道管存続期間中					
• 特約事項					
1. 区分地上権設定範囲は、掘削等をし、又は形質を変更しないこと。 2. 区分地上権の設定範囲の真上において、1平方メートルにつき10キロニュートンを超える荷重をかけないこと。					

3. 土地の用法を変更するときは、あらかじめ地上権者の同意を得ること。
 4. 工業用水道管の維持管理の障害となる建設及び堅牢な工作物を設置しないこと。
 5. 工業用水道管の管理のため必要があるときは、必要な限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとすること。
- ・地上権者 静岡県企業局
 - ・地代 無償

- 土地について -

- ・対象物件は2つの用途地域に跨っているため、容積率は面積割合に応じた按分計算となります。
 - ・高度地区はそれぞれの用途地域の制限が適用されるため、第2種中高層住居専用地域部分は最高限2種(最高高さ16m)、第1種住居地域部分は最高限3種(最高高さ19m)となります。
 - ・日影規制は厳しい制限の方が適用されるため、第2種中高層住居専用地域の制限である「高さが10mを超える建築物の場合、測定高4m、10m以内の日影規制3.0h、10m超の日影規制2.0h」の制限が適用されます。
 - ・静岡市洪水ハザードマップによると、当該地域は富士川洪水浸水想定区域(浸水想定深0.5m以上1.0m未満)に該当しています。
 - ・静岡市高潮ハザードマップによると、当該地域は浸水想定区域(0m以上0.5m未満)に該当しています。
 - ・木杭及びロープで柵が設置してありますが、現況のまま引き渡します。
 - ・敷地南側隣接地の樹木が越境している可能性がありますが、現況のまま引き渡します。
- ※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。
- 必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問い合わせください。)
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



<案>

(様式第48号)

用紙 日本産業規格A3横型

地上権設定契約書

地上権の設定について土地所有者 ○○ を甲とし、地上権者 静岡県公営企業管理者 を乙として甲乙当事者の間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、別表第1記載の土地を別表第2記載の工作物敷地用地として、第2条の地代をもつて地上権を設定するものとする。

第2条 地上権設定土地の地代は、無償とする。

2 前項の金額は、契約期間の地代の総額とする。

第3条 地上権の存続期間は、契約の日から施設が存続する期間とする。

第4条 地上権設定の土地は、甲乙立会のうえ引渡すものとする。

2 地上権設定土地に乙の土地利用上支障となる物件があるときは、別に契約がある場合を除き、引渡しの日に放棄したものとして、乙において処分することができるものとする。

第5条 甲は、地上権設定土地について、抵当権、地上権、その他の権利が設定してあるときは、自己の費用をもって完全にまっ消するとともに、万一第三者から異議、求償等の申し出があったときは、一切甲の責任において解決し、乙に迷惑をかけないものとする。

第6条 甲は、地上権設定土地を、乙の工作物に支障を与えない範囲において使用することができるものとする。

第7条 甲は、地上権設定土地に建物及び工作物を設置しようとするとき又は改築しようとするとき、並びに土地の形質を変更しようとするときは、その工事着手前に、乙に協議して承諾を得なければならない。

第8条 乙は、地上権存続期間内において工作物の補修、変更等を生じたときは地上権設定土地及び当該地に接続する甲の土地を使用することができる。

ただし、このため甲が損失をこうむった場合は、乙はこれを補償するものとする。

第9条 甲は、地上権存続期間内において乙が管理者を変更することがあっても異議を申し立てないものとする。

第10条 地上権設定土地に対する公租公課その他の支出は、甲の負担とする。

第11条 地上権設定登録手続は、乙において行うものとし、甲は、これに協力し、ただちに必要な書類等を乙に提出しなければならない。

第12条 この契約締結に伴う契約書、委任状等にちょう付する収入印紙および手数料等の経費は、乙の負担とする。

第13条 甲においてこの契約を履行しないときは、乙は、催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

ただし、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

第14条 この契約に疑義を生じたときまたは定めのない事項については、甲乙双方協議して決定するものとする。

以上の契約を証するため、本書2通を作成して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

土地所有者（甲） 住所
氏名 印

地上権者（乙） 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県公営企業管理者

企業局長 柳川 典之 印

(別表第1)

土 地 の 表 示

静岡県静岡市清水区

大字	字	地番	公簿面積	現況面積	地目		地上権設定面積	地上権設定範囲
					公簿	現況		
蒲原	桝形	7-78	46.09 m ²	46.09 m ²	宅地	水道用地	46.09 m ²	東京湾平均海面上 6.30 メートルから東京湾平均海面上 9.30 メートルの間
蒲原	六本松	137-39	35.69 m ²	35.69 m ²	宅地	水道用地	35.69 m ²	
蒲原	長堰堤外	50-17	24.11 m ²	24.11 m ²	宅地	水道用地	24.11 m ²	
以下余白								

<特約事項>

- 区分地上権設定範囲は、掘削等をし、又は形質を変更しないこと。
- 区分地上権の設定範囲の真上において、1平方メートルにつき10キロニュートンを超える荷重をかけないこと。
- 土地の用法を変更するときは、あらかじめ地上権者の同意を得ること。
- 工業用水道管の維持管理の障害となる建設及び堅牢な工作物を設置しないこと。
- 工業用水道管の管理のため必要があるときは、必要な限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとすること。

(別表第2)

工 作 物 の 表 示

種類	構造、規模	数量	荷重制限	摘要
水道管	ダクタイル鋳鉄管 φ300mm	20.6m	1平方メートルにつき10キロニュートン	—
空気弁	マンホール 1400mm×1400mm	2箇所		
以下余白				

公用

静岡県静岡市清水区浦原丁37-23

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)			調製	平成8年9月12日	不動産番号	0806000505680
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	余白			
所在	庵原郡浦原町浦原字六本松				余白	
	静岡市清水区浦原字六本松				平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記	
① 地番	②地目	③ 地積 m ²			原因及びその日付 [登記の日付]	
137番23	宅地	174		27	137番22から分筆 [昭和59年7月10日]	
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	174		03	③錯誤 国土調査による成果 [平成24年3月7日]	
余白	余白	109		24	③137番23、137番39、137番40 に分筆 [令和6年10月18日]	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消手續であることを示す。

整理番号 D34539 (1/9)



公用

静岡県静岡市清水区蒲原137-39

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0806001224597
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	余白		
所在	静岡市清水区蒲原字六本松				余白
① 地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
137番39	宅地	35	69	137番23から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12169号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が署査で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。整理番号 D34539 (-2/9)



公用 静岡県静岡市清水区蒲原137-40

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)			調製 [余白]	不動産番号 0806001224598
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	[余白]	
所在	静岡市清水区蒲原字六本松			[余白]
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
137番40	宅地	29 09	137番23から分筆 [令和6年10月18日]	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12169号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した画面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

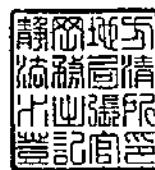
登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が厳密で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539-(3/9)



表題部 (土地の表示)		調製 平成8年9月12日	不動産番号 0806000503600
地図番号	K1 31-4	筆界特定 余白	
所 在	庵原郡庵原町蒲原字柳形		余白
	静岡市清水区蒲原字柳形		平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
7番18	宅地	543 49	7番1.5から分筆 〔昭和59年7月10日〕
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
余白	余白	543 77	③錯誤 国土調査による成果 〔平成24年3月7日〕
余白	余白	431 29	③7番18、7番78、7番79に分掌 〔令和6年10月18日〕

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が照査で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消判明であることを示す。

監理番号 D34539 (-4/9)



公用 静岡県静岡市清水区蒲原7-78

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0806001224595		
地図番号	K1 31-4	筆界特定	余白				
所在	静岡市清水区蒲原字柿形		余白				
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】				
7番78	宅地	46 09	7番18から分離 〔令和6年10月18日〕				

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12168号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (5/9)



公用

静岡県静岡市清水区蒲原7-79

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製 [金百]	不動産番号	0806001224596
地図番号	K1 31-4	筆界特定	余白	
所在	静岡市清水区蒲原字樹形			余白
① 地番	②地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]	
7番79	宅地	66 39	7番18から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12168号



これは登記記録に記録されている事項の全部を説明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、中止があった相続人の住所・氏名等を併記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (6/9)

表題部 (土地の表示)			調製 平成8年9月12日	不動産番号 0806000503870
地図番号	K1 41-2	筆界特定 [余白]		
所在	瀬原郡瀬原町瀬原字長堀堤外		[余白]	
	静岡市清水区瀬原字長堀堤外		平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]	
50番12	原野	70	50番6から分筆 [昭和59年7月10日]	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
[余白]	宅地	70 10	②③年月日不詳地目変更 ③譲譲 国土調査による成果 [平成24年3月7日]	
[余白]	[余白]	34 37	③50番12、50番17、50番18に分筆 [令和6年10月18日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警 線 共 济 組 合 順位2番の登記を移記	
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの中出に基づき、

登記官が権利で、中出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事由であることを示す。



整理番号 D34539 (-7/9)

表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号 0806001224599
地図番号	K1 41-2	筆界特定 [余白]	
所在	静岡市清水区蒲原字長坂堤外		[余白]
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
50番17	宅地	24 11	50番12から分筆 [令和6年10月18日]

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12170号



これは登記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (-8/9)



公用

静岡県静岡市清水区浦原50-18

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)			調製	不動産番号
地図番号	K1 41-2	筆界特定	余白	0806001224600
所在	静岡市清水区浦原字長堀堤外			余白
① 地番	②地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
50番18	宅地	11 61	50番12から分筆 【令和6年10月18日】	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12170号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉山賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が権利で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

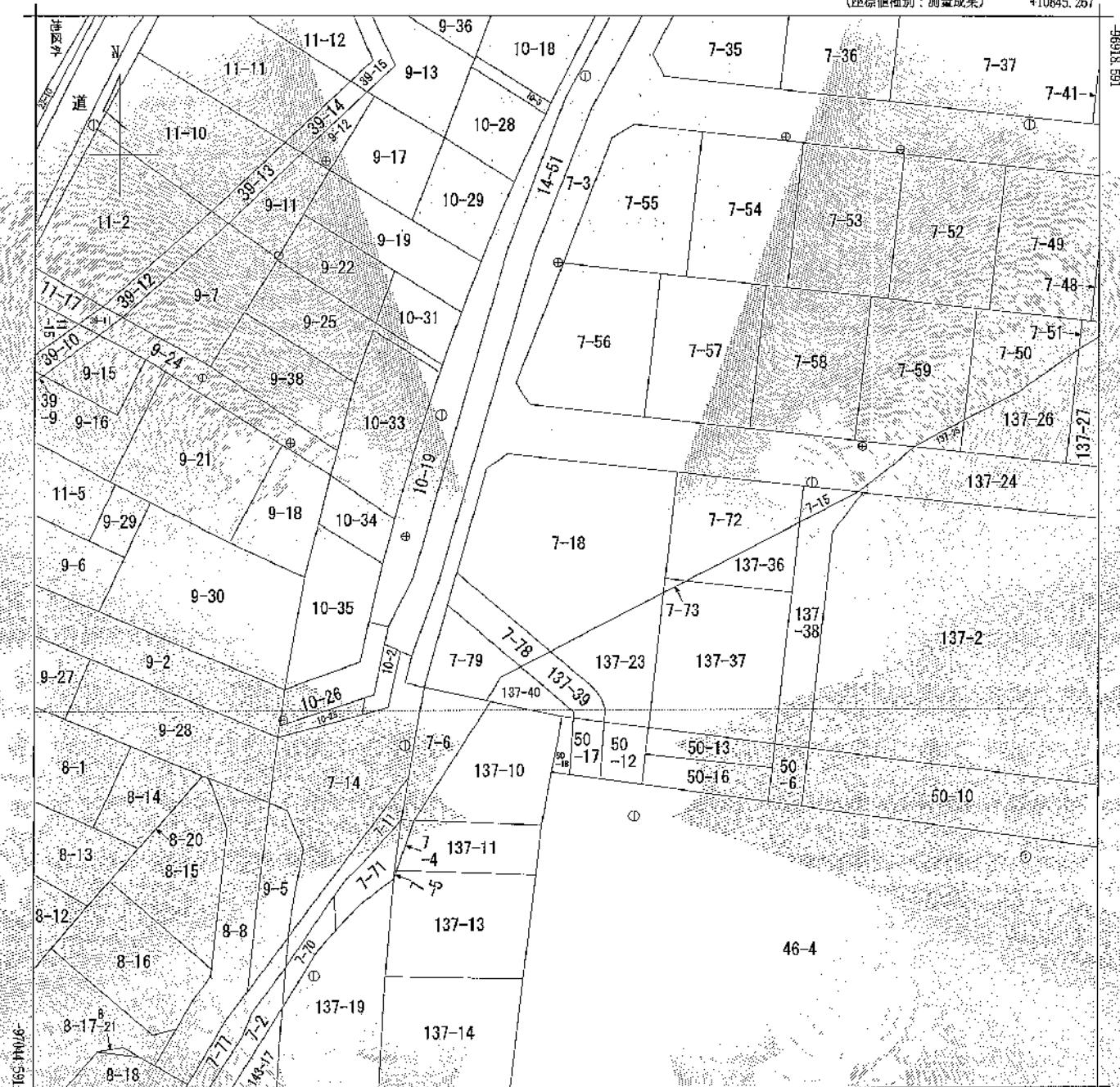
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (9/9)



(座標值種別：測量成果)

10845, 267



卷0720-267 (庄櫻值種列：測量結果)

地番区域見出

蒲原

請求部分	所在	静岡市清水区蒲原字榎形				地番	7番18			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲	座標系 番号又は記号	VII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成23年3月			備付年月日 (原図)	平成24年3月7日			補記項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月23日
静岡地方法務局清水出張所

請求番号：7-1
(1/1)

杉山賀彥



A3からA4に縮小

公用

登記年月日：令和6年10月18日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年10月23日
静岡地方道路局清水出張所

地 坪 圖

2
2

座標求積表

地番 137-23
土地番号 137-23, 137-39, 137-40

土地の所在

静岡市清水区浦原字六本松

地 点	① 137-23	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	距 離
N70	-969986.365	10794.124	93380.733195
69	-969939.210	10780.824	-1169742.512158
68	-969974.472	10786.895	-53384.049635
75	-969986.23	10787.769	-26050.047135
62	-96999.887	10787.286	-30485.609982
71	-97001.450	10787.156	-24292.675312
139	-97002.339	10782.359	162802.73515
			15.872
		倍 面 積	218.483478
		面 積	109.241735
		地 積	109.24 m ²

地 点	② 137-39	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	距 離
68	-96994.996	10777.354	-76109.673949
63	-97000.272	10783.630	-64486.107400
70	-97000.976	10783.581	-12703.058418
71	-97001.450	10787.156	11747.212884
62	-96993.887	10787.266	30495.609982
75	-96998.623	10788.769	26650.047135
56	-96997.472	10785.895	53384.049635
69	-96993.210	10780.824	26693.320224
		倍 面 積	3.903
		面 積	71.391094
		地 積	35.69 m ²

地 点	③ 137-40	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	距 離
N71	-96993.900	10772.352	-30324.719400
N101	-96999.004	10773.837	-20551.778093
137-012	-97000.789	10782.185	-21262.429380
70	-97000.976	10783.581	5575.111377
63	-97000.272	10783.630	64486.107400
68	-96994.996	10777.354	44111.709922
N122	-96995.173	10776.054	--42065.810816
		倍 面 積	3.209
		面 積	68.181010
		地 積	29.09 m ²

測地系
座標系
測量年月日

世界地図
直角

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

(作成)

6年10月18日

(印)

測量者

土木系測量士

佐藤

（印）

測量年月日

令和6年10月18日

登記年月日：令和6年10月18日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

公用

表 積求標座

地 理 概 点	① 55+12	Y _n	Y _{n+1}	(X _{n+1} - X _{n-1}) / Y _n	距 离
15695	-97.002, 138	10792, 339		41226, 811380	5, 248
721	97.031, 456	10187, 156		-64841, 594716	6, 716
73	-97.008, 156	10186, 687		-79875, 417200	4, 973
15720	-97.018, 855	10791, 610		31079, 836800	3, 607
15697	-97.005, 219	10792, 007		72479, 119012	3, 151
					68, 755241
					34, 3776205
					34, 37 m

地 点	② 50-17	$(X_{n+1} - X_{n-1})/h$	距 隅
72	-97007. 639	1.14	-77558. 059836
73	-97008. 150	1.0766. 687	65758. 059343
74	-97001. 450	1.0787. 156	77387. 057144
75	-97000. 976	1.0783. 581	-66739. 582809
	地面 槽		48. 220342
	地 槽		24. 110171

地 点	③ 5-18	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	正 值
测 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	
15701	-97007.330	10780.959	-46366.275472	2.177
72	-97007.639	10783.114	65515.803656	6.878
15702	-97009.976	10783.114	73867.298650	1.423
16869	-97003.431	10781.783	-70523.708013	3.987
		偏 面 棱		23. 237646
				1. 518830
		地 棱		1. 518830

靜岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

卷之三

卷二題識



地 主	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一
地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一
地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一
地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一
地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一	地 主 姓 名	佐藤義一

請求番号: 8-3

2

A3からA4に縮小